

## 生駒市地域包括支援センター運営方針（案）

## 1 趣旨

この「生駒市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするために作成するものであり、センター業務の円滑で効率的な実施に向けては、別途、生駒市地域包括支援センター業務マニュアル、生駒市ケアマネジャーハンドブック、生駒市高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、運営するものとする。

## 2 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置」する。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

## 3 運営上の基本的な考え方や理念

センターは、生駒市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第48号）に従うものとし、設置責任主体は生駒市（以下、「市」という。）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取組について、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努め、かつ市はセンターの運営にも適切に関与する。

また、受託法人等においてもセンターの設置目的が果たせるよう、「包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防もしくは要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者の連携に努めなければならない」（介護保険法第115条46の第7項）とする努力義務が設けられている。

## 4 運営上における基本視点

## (1) 「公益性」の視点

センターは、介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

また、センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分認識したうえでの活動を行う。

## (2) 「地域性」の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な機関であり、各地域の特性や実情をふまえた柔軟な事業運営を行う。このため、「生駒市介護保険運営協議会」

や「地域ケア会議」をはじめ、日常生活圏域ニーズ調査等における市民意識調査や地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般市民の意見を幅広く汲み上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む。

### (3) 「協働性」の視点

センターは、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が相互に情報を共有し、各職種が「縦割り」に陥ることなく、互いの専門性が発揮できるよう、チームアプローチを大切にしながら、連携・協働して業務を遂行する。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職、各種団体やボランティア、警察等の行政機関、民生委員児童委員などの関係者と連携を図りながら、業務を遂行する。

## 5 センター業務の運営方針

### (1) 地域包括ケアシステムの構築方針

生駒市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護・福祉等に係る幅広い関係機関・関係者との連携・調整を推進していくことが重要である。

このため、地域包括ケアシステムの構築に向け、さまざまな機関等との連携・調整を推進するための中核機関として、担当圏域の実情及びニーズに応じた業務を展開する。

- ・総合相談では、ワンストップ対応に努めるよう、センター業務以外のものに関しても、必要な機関につなぎきる。
  - ・圏域内の居宅介護支援事業所等に向け、入退院支援マニュアルの活用を促し、利用者にとってシームレスな対応ができるマニュアル改編に寄与する。
- また、医療ニーズが高い利用者においては、生駒市在宅医療・介護連携支援センターとも連携を図り、安心して在宅療養が続けられるよう支援を行う。
- ・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制においては、地域ケア会議（Ⅲ・Ⅳ）等を通して、関係機関・関係者との連携を強化する。

### (2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

高齢化が進むとともに単身世帯や高齢者夫婦世帯が増え、うち後期高齢者の占める割合が高まることが推計されており、虚弱高齢者や認知症高齢者が増加していく見込みであることから、介護予防の推進や地域の見守りネットワークの構築を進めていくことが必要である。

- ・民生委員と連携を促進し、気になる高齢者世帯等について、生活状況の把握を行い、情報提供や必要に応じた支援を行う。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとする市民意識調査等を参考にし、地域ケア会議や普段の活動を通して、地域ごとに必要な社会資源等のニーズ把握に努める。

- ・2025年の高齢者人口に応じ、市や社会福祉協議会と連携し、高齢者人口の1割が住民主体の活動に参加できるよう、介護予防の必要性を説き、第1層生活支援コーディネーターとも協働し、通いの場の増設を目指す。
- (3) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
- ・医療・介護関係者とのネットワーク構築のため、生駒市在宅医療介護連携部会や認知症対策部会が企画するフォーラムや多職種連携研修に参加し、専門職間のネットワークの構築に積極的に参画する。
  - ・認知症高齢者の増加も懸念されることから、自治会単位等における「行方不明高齢者の保護」を目指す模擬訓練を市や認知症地域支援推進員と連携しながら、展開していく。
- (4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の利用に関しては、多様なサービスの特性を理解し、適切なケアマネジメントに基づき、必要なサービス・事業に案内する。
  - ・介護予防ケアマネジメントに関して、市の適正化事業に参加し、自己評価及びケアプラン点検支援員の面談を受け、自立支援・重度化防止の視点を確認する。
  - ・地域ケア会議（Ⅰ）等に参加し、初期の認知症及び虚弱高齢者が必要とする通いの場や支え合いの仕組みについて提案する。
- (5) ケアマネジメント支援の実施方針
- ・介護支援専門員からの個別相談に関して、主な相談内容をまとめ、偏った事業所や集中する相談を分析し、ケアマネジャーハンドブック等へ反映する。
  - ・介護支援専門員の資質向上に向けた研修や勉強会を開催する。
  - ・地域住民や介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体を対象とし、適切なケアマネジメントのために必要な働きかけができるよう、各センターが協力し合い、年度課題を整理し、必要な会議・研修会等を企画する。
- (6) 地域ケア会議の実施方針
- 地域ケア会議については、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成に関する5つの機能が果たせるよう、以下（Ⅰ）～（Ⅳ）の方法を用いて行う。
- ・地域ケア会議（Ⅰ）については、集中介入期の事業参加者については、市又は機能強化型センターが開催するものとし、移行期の事業の参加者で展開する評価会議については、持ち回りで各センターが実施し、地域の課題や個々の課題を集積し、必要に応じて政策提案等につなげる。
  - ・地域ケア会議（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）は、センター主催で開催し、スーパーバイズが可能な専門職等については、参集を呼びかけ、課題解決に向けた取組を進める。  
会議開催目標等については、別途生駒市地域包括支援センター実施計画に記載し、PDCAサイクルをもって評価する。
- (7) 市との連携方針

- ・市とセンターは車の両輪であるため、情報共有ができるよう定例のセンター会議に参加し、各センターの業務の平準化や効率化に向けて意見を付す。
- ・センター業務を統括する市担当部署と連携を強化し、センター職員の専門性を発揮できるよう「予防部会」「主任介護支援専門員部会」「権利擁護部会」の3部会の運営を行う。

(8) 公正・中立性確保のための方針

- ・介護予防支援や第1号介護予防支援事業における再委託先の選定やサービス事業所選定に関しては、偏った事業所への案内とならないよう、公正・中立性を確保できるよう意識してケアマネジメントを実施する。
- ・介護保険運営協議会等において、センター業務を報告する際、必要に応じて報告・説明等に関する協力を行う。

6 運営に当たっての留意事項

(1) 組織・運営体制について

- ・生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び生駒市地域包括支援センター運營業務委託仕様書に定める人員を確保する。
- ・市が定める包括的支援業務等に関する事業計画に基づき、本方針の内容に沿った各センターの事業計画を作成し、センター職員間の共通認識のもと、計画的に事業を実施する。
- ・職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるなど必要な取組を図る。職員の人事異動があった場合、新たに配属となった職員には、センター基礎研修（財：長寿社会開発センターが実施する基礎研修又は、奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会が実施する初任者研修）を必ず受講できるよう調整を図る。
- ・研修に参加していない職員にも復命や報告書の回覧を通して、情報・知識の共有を図られるよう配慮する。

(2) 個人情報の取扱について

センターの運営に当たっては、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）を遵守するとともに、多くの個人情報を取扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意する。

- ・センターにおける各事業の実施にあたり、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。
- ・業務に関係ない目的の使用や不特定多数の者に洩れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意する。その職を退いた後も、また同様とする。

(3) 利用者満足の上昇について

- ・センターは、担当圏域内の高齢者をはじめとした関係機関・関係者が利用しやすい相談体制を組むとともに、夜間・休日における対応を行う。また、満足度向上のため、適切な苦情対応体制を整備し、苦情については記録に残し、市に

報告する。

- ・センターの周知のため、具体的なセンター業務の啓発を行う。

## 7 包括的支援業務について

センターは、「2 設置目的」に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の(1)から(3)の業務のほか、(4)第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニ(居宅要支援被保険者に係るものを除く。))を一体的に実施する。

- (1) 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)
- (2) 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45条第2項第3号)
- (4) 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニ)

上記の業務については、法律の根拠を押さえたうえで、生駒市地域包括支援センター業務マニュアルや生駒市高齢者虐待防止マニュアル、生駒市ケアマネジャーハンドブック、支援困難ケース見える化事例集などに基づき実施する。

## 8 その他の委託業務について

- (1) 第一号介護予防支援事業の委託について

法第115条の45第1項第1号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防・日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等の適切なサービスが包括的に提供されるよう必要な援助を行う。

- (2) 一般介護予防事業の委託について

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局通知)(以下「地域支援事業実施要綱」という。)に掲げる事業のうち、介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、別途市から委託を受け、下記の事業を行う。

- ・介護予防教室の実施(介護予防普及啓発事業)

介護予防の推進のため、通いの場の目標数に近づくよう計画的に教室開催を企画し、セルフケアや互助の仕組みの中で、通いの場が創出できるよう働きかける。

介護予防教室の実施については、センター事業計画作成においても意識を行い、計画的に開催できるよう工夫を行う。

- ・未返送者の実態把握(介護予防把握事業)

市が75歳以上で非認定者かつ機能訓練事業等に参加していない高齢者に対して、介護予防把握事業として「元気度チェック」を郵送し、生活機能低下者を早期に発見し、水際での対応を行っている。その中で、返信の無かった単独世帯や高齢夫婦世帯等に対して、各センターが、「元気度チェック」の未返送者の実態把握として個別訪問を実施し、ハイリスクの高齢者を早期に発見し、必要な支援に

つなぎきる対策を図る。

### (3) 地域ケア会議推進事業の委託について

地域ケア会議の推進事業については、センターの業務の運営方針（6）と、その詳細については地域ケア会議開催における仕様書に基づき行う。地域ケア会議開催時に招集するメンバーについては、地域ケア会議において知りえた情報を漏らしてはならないことについて関係者等に周知し、違反した場合には、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金とする罰則規定が設けられていることに留意する。（法第115条の48第5項、法第205条の2項）

## 9 指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）及び生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月生駒市条例第47号）従うものとする。

## 10 関連施策との連携強化について

地域包括ケアシステムの構築に向けての中核機関と位置づけられているセンターは、センター業務を遂行していく中において、認知症施策の推進や生活支援体制整備、医療介護連携等を促進していくために、各関係機関・関係者等と連携強化を図る。

## 11 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市が設置した介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切・公正かつ中立な運営を確保することとなっている（施行規則第140条の66第2号ロ）。運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指し、年度毎の事業計画を立案させ、業務の進行状況を評価し、次年度の事業に反映させる役割がある。市の担当部局においては、年度毎にセンターの評価が行えるよう評価指標を用いて、調査を行い、運営協議会に報告することが必要である。また、センターの業務や評価については平成30年度から公表するものとする。